

【 検査 】

618 超音波検査（断層撮影法）（下肢血管）（下肢動脈閉塞症等）の算定について

《令和7年7月31日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するD215「2」ロ（2）超音波検査（断層撮影法）（下肢血管）の算定は、原則として認められる。

- (1) 下肢動脈閉塞症
- (2) 下肢静脈血栓症（疑い含む。）
- (3) 下肢静脈瘤（疑い含む。）
- (4) 深部静脈血栓症（DVT）（疑い含む。）

○ 取扱いを作成した根拠等

超音波検査は、高周波音波（超音波）を対象臓器等に当て、反射した音波の強さや反射するまでの時間等様々な情報を元に映像化（画像化）する検査で、非侵襲的に血管内の形態や機能の評価を実施するものである。上記(1)から(4)の傷病名は下肢血管の血流障害を主病とするものであり、超音波検査（断層撮影法）（下肢血管）は、臨床的有用性が高いと考えられる。

以上のことから、上記傷病名に対するD215「2」ロ（2）超音波検査（断層撮影法）（下肢血管）の算定は、原則として認められると判断した。